

[設問1]

1. 逮捕①

(1) 逮捕①は通常逮捕である。通常逮捕の要件は、①「疑フに足りる相当の理由」(199条1項) 刑事訴訟法(以下略) ② 逮捕の必要性(199条2項)である。

了。本件では、コンビニエンスストアでの強盗事件において、犯人のうち一人が甲に酷似していた。更に、被害者であった店員Wも犯人のうち一人が甲であったことに間違いない旨を供述していた。このため、甲には、当該強盗事件につき、「疑フに足りる相当の理由」があったといえる(①充足)。

イ。また、当該強盗事件につき、甲には罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがあるといえる。したがって、逮捕の必要性も認められる(②充足)。

フ。したがって、逮捕①は <sup>要件を充足</sup> ~~適法である~~。

(2) 甲は、その後勾留されているが、これは適法か。

了。勾留が認められる要件は、① 60条1項各号の事由の該当性、② 罪を犯したことを疑フに足りる相当の理由(60条1項、経書、207条1項)、③ 勾留の必要性(87条1項)である。

イ。本件では、甲には罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがある以上、60条1項2号、3号に該当する(①充足)。

更に、甲には、前述のとおり甲に酷似した姿がとばえられている以上、「罪を犯したことを疑フに足りる相当の理由」も認められる(②充足)。

また、強盗事件は重大な刑事事件であり、強盗犯人の手がかりが

第  
問

第 二 問

本件つがめいほがら以上、勾留の必要性も認められる(③充足)。

7. 以上より、甲の勾留は ~~適法である~~ 要件を充たす。

(3) ところで、Pは死体遺棄事件を解明するため、同事件以外の犯罪事実により甲を逮捕していたことが、本件の逮捕・勾留は、別件逮捕・勾留に当り、違法とはいえない。

ここで、逮捕<sup>勾留</sup>事件が具備されている場合、当該逮捕自体は適法である。しかし、当該逮捕・勾留が専ら別件の捜査のために行われたと言える場合においては、既に本件逮捕・勾留の捜査目的が実体的に喪失しているとして違法とされる。ここで、専ら別件の<sup>ための</sup>逮捕・勾留にほろ至った場合は、取調べ目的、取調べ期間、本件と別件との関連性を踏まえ判断する。

本件では、Pの目的としては確かに死体遺棄事件の解明のため、他の犯罪事実による逮捕を模索していた。そして、勾留期間において、Pは甲に余罪の有無を確認していた。しかし、当該聴取については、2日間という期間であり、比較的短期間である。そして、Pが供述<sup>録取</sup>調書の作成に依りよりの読得をしても、甲はこれに依りておさず、Pは当該作成につき強いることもしなかった。ところで、本件と別件との関連性は高いわけではなかった。以上を踏まえて、甲の逮捕・勾留は未だに別件の逮捕・勾留と評価することはできない。

よって、逮捕①と勾留は適法である。

2. 逮捕② (212条1項)

(1) 下

下、逮捕②は現行犯逮捕である。同逮捕の要件は、①時間的



第 問

(1) 了。まず、本件では、甲は取調べの最中にVの死体を一本杉付近に埋めた旨を供述していた。そして、差し押さえた甲の携帯電話からは、X-11②-1とX-11②-2が発見され、Bとの間で、Vの殺人・死体遺棄事件に関すると思しき証拠が見つかった。したがって、甲には、「疑うに足りる相当な理由」が認められる(①充足)。

そして、甲は同被疑事実につき、黙秘を続けたり、罪証隠滅のおそれと逃亡のおそれがないとは言えない。したがって、逮捕の必要性も認められる(②充足)。

1. つまり、上記で述べたことについては、乙についても全く同様の内容となる(お)。①と②を充たす。

2. 以上より、逮捕③及び逮捕④は要件を充たす。

(2) これでは、勾留についてはどうか。

了。本件においても、60条1項2号、3号の該当性が認められる。

そして、前述で述べたように甲及び乙においては、嫌疑の相当性も認められる(③充足)。

また、Vの事件は殺人事件という重大事件であり、未だ公判請求のための証拠が揃っておらず、甲及び乙については取調べの必要性もあった。したがって、勾留の必要性も認められる(③充足)。

1. したがって、勾留の要件も充たす。

以上より、逮捕③及び逮捕④の勾留は適法である。

[設問2]

1. 捜査報告書は、公判延期日外に作成された供述証拠

であり、伝聞証拠(320条1項)として、証拠能力が否定される。

(1) ここで、伝聞法則の趣旨は、伝聞証拠には、知覚・表現・叙述の過程が含まれるため、誤りが混入するおそれがある。反対尋問を怪しいものについては、真実性を担保するために、証拠能力を否定することにあり、ここで、伝聞証拠とは、公判延期日外の証拠であり、要証事実との関係で真実性が問題となるものという。

(2) 本件では、捜査報告書は、捜査官が専門技術的な知見をもとに、五感の作用により作成されるものであるため、検証調査としての性格を帯びるものといえる。そして、要証事実とは、その報告内容の真実性であり、その内容の真実性が問題となる。

(3) したがって、捜査報告書は伝聞証拠に当たり、同意(326条)が得られない以上、証拠能力は否定される。

2. もともと、検討すべき伝聞例外の事件については、上記で述べたように捜査報告書の性質を踏まえ、321条3項のうちに、捜査報告書自体については、作成者が名義と内容の真実性を証言すれば証拠能力が認められる。

### 3. X-IV①部分

[資料1]の捜査報告書にはX-IV①が添付されている以上、別途、この部分につき証拠能力が認められる必要がある。

(1) まず、X-IV①はBが供述したものである(1)と、Bの供述内容には甲及び乙がVを殺したと、自身が死体を遺棄した旨が記されていることから、当該要証事実について内容の真実性が問

## 第

## 問

第 問

題となり、伝聞証拠に当たる。

(2) 上記、Bは「被告人以外の者」にありから、伝聞例外として、321条1項3号の要件を検討する。

了。本件では、Bは死しており、供述不能性が認められる。また、Bの供述内容は犯罪の構成要件を示すものであり、不可欠性も認められる。上記、絶対的特信状状況については、Bは自身は不利益内容を親密なAに対して言っている以上、信用に値する外部的付随状況があるとして、これも認められる。

よ。したがって、伝聞例外の要件も満たす。

(3) もっとも、Bの供述内容には、甲及び乙の供述も含まれている。そして、これ等の供述については、Vを殺害し、遺棄<sup>する</sup>ことを示すものであり、供述内容の真実性が問題となり、伝聞証拠にはならないと思われる。この伝聞供述はBを介して行われている以上、再伝聞に当たる。再伝聞についても各伝聞過程において伝聞例外の要件を満たせば、証拠能力が認められると解するのが相当である。そこで、324条を類推適用して検討する。

了。要証事実が殺人の犯罪事実の存在である場合。

甲及び乙がVを殺害した<sup>を</sup>ことについて、甲及び乙の供述内容の真実性が問題となり、伝聞証拠となる。伝聞例外としては、322条1項の要件を検討する。

本件では、甲及び乙はVを殺害したことを示しており、「不利益な事実の承認」に当たる。そして、甲及び乙は、Bに協力を頼む目的で、同内容を告げている。任意性も認められる。

したがって、322条1項の事件をなす。

イ、要証事実が死体遺棄の犯罪事実の存在

死体遺棄の犯罪事実については、BのX-11の内容よりV  
氏が一本形のところで見つかっている以上、「死体を捨てるのを手  
伝ってくれ」という供述の内容の真実性は問題ではない。

したがって、同要証事実との関係においては、伝聞証拠には  
当たらない。[資料1の捜査報告書については、

(4) 以上より、上記のようになされた証言をすれば、証拠能力  
は認められる。

5. 4. X-11②-1, 2部分

(1) X-11②-1, 2部分は、Bと甲との間で死体遺棄をしたこと  
についての報酬金をめぐり内容となっている。そうすると、同X-11に  
ある要証事実は、甲とBの間の共謀の存在となる。

(2) そして、甲とBの間の共謀の有無を検討する際においては、  
X-11②-1, 2のようは間接事実が存在することにより、その  
有無が判断されることになる。そうすると、X-11②-1, 2につ  
いては、その内容の存在に足りることを、別件、供述内容の真実性  
は問題ではない。

(3) したがって、同部分については、伝聞証拠に当たらない。

(4) 以上より、[資料1の捜査報告書についても、上記証言を  
すれば証拠能力が認められる。

以上